

#### 議事要旨(4) 工事契約専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、工事契約専門委員会では、来月下旬の公開草案の議決を目標に、作業を進めている旨の説明がなされた。その後、豊田主任研究員から、今後の審議日程が説明され、続いて「工事契約に関する会計基準（案）」に基づき、専門委員会での検討状況の説明がなされた。その後、次のような質疑応答がなされた。

- ・ 早期適用の定めについては、税制上の手当に要する期間等を勘案すると、置くべきではないとの指摘がなされた。早期適用が任意であることを考えれば、特に定めがなくても現行基準の下で対応可能であり、指摘を踏まえて事務局で対応を検討することとされた。
- ・ 本会計基準では、工事進行基準が原則で、工事完成基準が例外という位置付けになるのかとの質問があった。事務局からは、たしかに、工事進行基準を適用する要件が満たされるか否かを検討し、それが満たされない場合に工事完成基準を適用するという規定の仕方になっているが、それぞれの基準を適用すべき条件を明らかにする趣旨であり、一定の条件がある場合には、工事進行基準がふさわしく、そうでない場合には工事完成基準がふさわしいとするものであって、それぞれの基準そのものに優劣関係はないと考えているとの説明があった。
- ・ 工事進行基準を適用している案件につき、途中で、工事損失引当金を計上することとなった場合、その後の会計期間では工事進行基準、工事完成基準のいずれが適用されるのかとの質問があった。これに対しては、工事契約から見込まれる成果がポジティブであるかネガティブであるかということ自体は、いずれの基準を適用すべきかとは直接関係がない。工事進行基準の適用要件が満たされている限り引き続き工事進行基準が適用されることになるとの説明が行われた。
- ・ 工事進捗度の見積り方法である、原価比例法の理解について、たとえば、材料の大部分が当初に投入された場合、そのような原価が工事進捗度を適正に表しているといえるのか否かについて議論があった。
- ・ 販売直接経費が、工事原価総額に含まれるかのような誤解を受ける記述の仕方になっているとの指摘があり、事務局において表現を修正することとされた。

以 上